

○指名停止措置について

①指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
(株)フソウ	代表取締役 社長執行役員 角 尚宣	香川県高松市 郷東町 792-8	令和5年5月27日から 令和5年6月26日まで (1月)

②指名停止の措置の範囲

安来市が発注する建設工事等について、指名停止措置とする。

③指名停止に係る事実概要等

上記の業者の使用人らは、平成30年8月6日に行われた埼玉県三郷市発注の配水場機械設備更新等工事の一般競争入札において、同市水道部の主幹兼係長から、秘密事項である予定価格に近い金額を事前に入札して落札し、その謝礼として、飲食やゴルフ等、7回にわたる約11万円相当の接待を行った。

同社の使用人らが贈賄を行ったとの報道がなされており、公訴時効（3年）が成立していることから逮捕は行われていないが、贈賄を行った事実が明確なことから、安来市建設工事等入札参加者指名停止等措置要綱別表第2第9号に該当する。なお、指名停止措置の期間は1月とする。

④指名停止措置理由

安来市建設工事等入札参加者指名停止措置要綱
別表第2 第9号

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 9 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1月以上9月以内